

第9回

阿南町消防団 検討委員会

令和5年3月6日（月）

目次

1 消防嘱託員要綱改正案について

P 3 ~P12

2 消防団の活性化対策と地域との連携について P13~P17

【参考資料】 これまでの協議の要点について

P18~P48

1 消防嘱託員要綱改正案について



1 対象者・定数について

改正案	現行	備考
<p>1 導入の経過 消防団員の減少による団活動の確保及び団員の勤務形態の多様化により、出動消防団員の確保が危惧される現状への対応等のために、この制度を設ける。</p>	<p>1 導入の経過 消防団員の減少による団活動の確保及び団員の勤務形態の多様化により、出動消防団員の確保が危惧される現状への対応等のために、この制度を設ける。</p>	
<p>2 対象者 (1) 消防退団者 又は消防・防災活動に従事できる者 (2) 阿南町に 居住している者又は町内（地区内）に勤務している者 (3) 男性は、年齢は39歳以上 65歳以下の者。 女性は、18歳以上 65歳以下の者。 (4) 他の消防団に所属していない者</p>	<p>2 対象者 (1) 消防退団者 (2) 阿南町に 居住し原則として常時町内（地区内）に勤務している者 (3) 男性は、年齢は39歳以上 55歳以下の者。 女性は、18歳以上 55歳以下の者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防退団者要件を緩和 ・勤務地要件を見直す ・年齢要件を引き上げる ・他団との重複所属を避ける
<p>3 任期 1年（ただし、再任は妨げない）</p>	<p>3 任期 1年（ただし、再任は妨げない）</p>	
<p>4 定数 阿南町消防団員条例定数の不足団員数とする。</p>	<p>4 定数 50名以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定数枠の見直し
<p>5 任命 消防団長の推薦により、町長が任命する。団長は、各分団の実態を把握し、過剰にならないようにする。</p>	<p>5 任命 消防団長の推薦により、町長が任命する。団長は、各分団の実態を把握し、過剰にならないようにする。</p>	

2 活動内容について（訓練を伴う活動）

改正案

現行

備考

6 活動内容

(1) 一般嘱託員

ア それぞれの能力やメリットを活かし、以下の特定の活動から対応可能な活動を選択することができ、その内容は本団及び分団に登録される。なお、登録された活動が必ずしも従事する活動として限られるものではない。（※登録はあくまでも当人と団との業務に対する意識を共有する手段である。）

(ア) 訓練を伴う活動

a 火災防ぎょ活動…消防ポンプを用いた消火活動

b 車両・維持管理活動…嘱託員独自で月1回程度の車両、機械点検等の維持管理・
基本団員と共同で月1回程度の車両、機械点検等の維持管理

c 災害時後方支援…救護活動・交通誘導

d 風水害への対応…土のう作り・シート張り・チェーンソーの取扱い・避難所での支援

e 地震への対応 …救助活動・避難所での支援

f 防災講習受講 …指導者養成講習

g 救護講習受講 …指導者養成講習

h ラッパ吹奏 …辞令交付式・出初式・各種イベント

6 出動等

(1) 男女共通
(※記載なし)

- ・業務をより分担化し対応できる業務を選択できる制度とする
- ・ラッパ吹奏業務を追加する

(イ) の訓練を伴わない活動の中の b 車両・維持管理活動は、(ア) の訓練を伴う活動に持って行ったほうが良いような気がする。ある程度訓練をしないと、車輛に携わったけど、ただ車を出せというだけでは意味が無い。

恩澤委員
より

小掠委員
より

和合にも基本団員がいるが、もしも、年によって、基本団員がゼロになったりした時にはエンジンをかけるだけでもよいのではないか。

基本団員と“一緒に”という、本当に一緒にみたいなどころがある。“一緒”ではなくて、“共同”とか。

恩澤委員
より

3 活動内容について（訓練を伴わない活動）

改正案

現行

備考

(イ) 訓練を伴わない活動

- a 火災防ぎょ活動…残火警戒
- b 車両・維持管理活動…嘱託員独自で月1回程度の車両、機械点検等の維持管理・
基本団員と共同で月1回程度の車両、機械点検等の維持管理
- c 災害時後方支援…補食運搬・資機材の運搬・交通誘導
- d 風水害への対応…巡回による避難の呼びかけ
- e 地震への対応 …状況調査・巡回による避難の呼びかけ
- f バイク隊 …巡回・状況調査・物資運搬
- g ドローン隊 …状況調査
- h 予防広報 …SNS・チラシ制作・訓練、式典、災害時、イベントでの写真・動画撮影
- i 防災講習・啓発…住民向け・保育園向け・小中学校防災教育・企業向け
- j 救護指導 …心肺蘇生・AED・止血・その他（※資格を持った方による指導）
- k ラッパ吹奏 …辞令交付式・出初式・各種イベント
- l 予防査察 …水利点検・水利付近の環境整備・住宅訪問

6 出動等

- (1) 男女共通
(※記載なし)

- ・業務をより分担化し対応できる業務を選択できる制度とする
- ・ラッパ吹奏業務を追加する

(イ) 訓練を伴わない活動の救護指導であるが、心肺蘇生、AED、止血、その他とあるが、もし、これ自分だったら、これを訓練無しで行ってくださいというのは、ものすごく不安だが、できれば上の(ア) 訓練を伴う活動にしたほうが良いような気がする

伊豆委員より

「訓練を伴わない活動」は資格を持った方による指導という意図だったので、誤解を与えないように追記
「訓練を伴う活動」のほうは「救護指導」⇒「救護講習受講」に修正 「指導者向け講習」⇒「指導者養成講習」に修正

木村
委員長
より

(和知野の火災を通じて) 消防団としては火を消すことはもちろん大事だが、それと同じぐらい、人を助けることの大切さを痛感している。

4 活動内容について（活動形態など）

改正案	現行	備考
<p>イ <u>登録した活動内容に応じて、本団主催の各事業については、団長から分団長を通じて依頼を受けた場合のみ出席する。</u></p> <p>ウ <u>登録した活動内容に応じて、分団主催の各事業については、分団長から依頼を受けた場合のみ出席する。</u></p> <p>エ その他、団長が必要と認めたとき。</p> <p>オ <u>基本的に各分団の班に所属し、</u> 出動した嘱託員の把握は、<u>各班長を通じて、</u> 各分団長が行う。</p> <p>カ 火災や風水害による出動は、原則として、出身分団で発生した場合とする。</p> <p>キ その他要請があった場合。</p> <p>ク <u>各分団の実情に応じて、嘱託員独自の班を編成し、専用の車両を所有することもできる。</u></p> <p>ケ <u>嘱託員独自の班は、班長を置き、出動した嘱託員の把握は、その班長を通じて、各分団長が行う。</u></p>	<p>ア <u>本団主催の各事業への出席は必要ないものとする。</u></p> <p>イ <u>分団とのポンプ操作訓練等（水出し訓練）は必ず出席する。ただし、分団主催の各事業については、分団長から依頼を受けた場合のみ出席する。</u></p> <p>ウ その他、団長が必要と認めたとき。</p> <p>エ 出動した嘱託員の把握は、各分団長が行う。</p> <p>オ 火災や風水害による出動は、原則として、出身分団で発生した場合とする。</p> <p>カ その他要請があった場合。</p>	<p>・嘱託班の編成と専用車両の所有もできる</p>

現行の「イ 分団とのポンプ操作訓練等（水出し訓練）は～」どこに入るのだろうか？1分団では赤石寮の避難訓練なども嘱託班が合同で行っている。各事業の詳細を書いたほうがいいと思う。

恩澤委員
より

小掠委員
より

今回の肝は、訓練を選択しないというのもありなのだろう。嘱託をやるけれど、予防査察だけもありということなら、嘱託員になったからポンプ訓練は必ず出席する、というのは無くすということでは？

ウで全部カバーできるのであればウでいいと思う。分団長からポンプ操法に出てくださいとなれば、それは適用されるべきであるし分団長がお願いすればいいというような運用方法だけだと思うので。あまり盛り込んでしまうと、どういう規則かぼやけてしまうので、各事業で分団長が指示するというのを運用方法に盛り込んで、それでカバーしたほうが分かりやすいかな、と思う。

佐々木委員
より

4 活動内容について（活動形態についてなど）

（正団員と同行して活動する嘱託員について）各分団で車の班分けしているのがあるのではないかと、それに入れ込めばいいのではないだろうか

恩澤委員
より

木村委員長
より

正団員と同行して活動する嘱託員は、ある程度その班にお願いするような形にすればいいということであろう。では、同行班という名前はなしとする。

阿南町消防団は、それぞれ班というか、固有の名称が違う。あれもできれば統一してほしい。無線が入ったときに、それを班の名前にすればいいのでは？

恩澤委員
より

木村委員長
より

嘱託班ではなくて数字で分けるほうがわかりやすい。嘱託員も、例えば2分団で20何番とか車があるので、その中のどれかを渡せばいいというような。嘱託員の方に専用車両をお願いする場合も番号で区別できるようにということを進めてまいりたいと思う。

（誘導班について）基本、嘱託は誘導でいいと思う。正団員は別に何をやってもいいわけだから、誘導についてもいいし、消火であってもいいし、ただ、正団員の頭数が少ないので、消火活動よりも、誘導は・・・どちらも大事な仕事ではあるが、それはそれでいいのではないだろうか。ある程度、やはり仕事を決めて与えておかないと、現場に行って混乱してしまうので、やっぱり役割分担が必要だと思う。

恩澤委員
より

木村委員長
より

優先順位をある程度作っておいたほうがいいだろうか？ 誘導班は嘱託員の中の方で優先してほしいという感覚だろうか？ 警察署や消防署の方から誘導について勉強会をさせていただいて、嘱託員の方にもお願いをできるようにしてまいりたいと思う。

5 活動内容について（救護嘱託員）

改正案	現行	備考
<p>(2) 救護嘱託員</p> <p>ア 救護班とし、救急救命・補食運搬・啓発活動・初期消火訓練を行う。</p> <p>イ その活動は、災害時の指揮系統も含めて団長のもと本団付きとするが各分団主催の訓練活動には、申し入れの上、参加することができる。</p> <p>ウ 新入団員については、春季訓練・辞令交付式へ出席する。</p>	<p>(2) 女性</p> <p>ア 救護係とし、救急救命・啓発活動・初期消火訓練を行う。</p> <p>イ 救護講習会と実地訓練の中で救護訓練を実施する場合は出席する。</p> <p>ウ 新入団員については、春季訓練・辞令交付式へ出席する。</p>	

栗塚委員
より

女性嘱託班は、補食として食材を配ったり、救護などをするようだが、希望調査を見てみると男性でもそういうことをやりたいという人が何人かいて、そういう方はそういう仕事ができる。名前を変えて、女性が多いので選びやすいような班にして女性というのをつけないほうがいいと思う。救護と補食の専門の本団直下の嘱託員というものを作ってしまえばいいのではないかな？

救護班みたいなものを作ればいいわけだろうか。それが一番いいかもしれない。昔、救護班というものがあったので、それを復活させても。補食運搬は商工会なども協力して欲しい。

木村委員長
より

栗塚委員
より

救護が一番いると思うし、女性だけではできないことが、災害の時には、人を運んだりする時に男性の力もいるので、足しておけば防災力は上がるかもしれない。

昔で言う救護分団みたいな、素人がただそこで訓練しては救護です、みたいなのではなくて、看護師の資格があるとか、それこそ専門職の人が救護に行けば救護は必要だと思う。昔みたいに素人が入るのだったら、そんな救護班は昔の救護分団と一緒にある。それでは作ってはダメである。作るならそういう人が救護班でお願いしないといけない。

宮島委員
より

6 報酬について

改正案

- 7 報酬等
 (1) 嘱託員の報酬及び費用弁償については下記のとおりとする。
 ア 年報酬として年間、10,000円を支払う。
イ 発災時の出勤報酬は正団員に準ずるものとし、4時間以上従事した場合は、10,000円、4時間未満従事した場合は5,000円とする。
ウ 訓練や行事への出勤報酬は正団員に準ずるものとし、1回につき4,000円とする。
 エ 出勤**報酬**に含まれる出勤は、下記の内容とする。
 a 出身分団で発生した火災の出勤
 b **本団及び**分団と行う訓練
 c 出初式や火災出勤で分団の団員が手薄になったときの地区内**の詰所**での待機
 d 予防査察や、防火水槽の泥だし等分団事業への協力
 e その他団長が認めたもの
 オ 出勤**報酬**に含まれない出勤は、下記の内容とする。
 a 分団で行う慰労会等へ出席した時間
 b 祭事等への協力

現行

- 7 報酬等
 (1) 嘱託員の報酬及び費用弁償については下記のとおりとする。
 ア 年報酬として年間、10,000円を支払う。
イ 出勤時間1時間あたり720円（時間単位で、30分以上切り上げ）を支払う。
ウ 休日（年末3日間と年始3日間）、週休日（土・日曜日）、祝祭日の出勤は、時間単価に135/100をかけた金額を支払う（972円）。
 エ 出勤**手当**に含まれる出勤は、下記の内容とする。
 a 出身分団で発生した火災の出勤
 b 分団と行う訓練
 c 出初式や火災出勤で分団の団員が手薄になったときの地区内での待機
 d 予防査察や、防火水槽の泥だし等分団事業への協力
 e その他団長が認めたもの
 オ 出勤**手当**に含まれない出勤は、下記の内容とする。
 a 分団で行う慰労会等へ出席した時間
 b 祭事等への協力

備考

金田委員
より

待機は支払わなくてもいいのではないかと。待機だけは把握しておいてもらうことは大事だとは思いますが。

詰所に集まるとかそういうところにしないと。仕事をしているのに、お金もらうというのもやはりおかしい気もする。詰所で何人、4人なり待機するっていうルールの上でお支払いするのであれば納得する。

佐々木委員
より

恩澤委員
より

車を持っていたから残留ができた。車を持っていないと、残留していても車がほぼできない。

7 装備品について

改正案

(2) 嘱託員には、登録した業務に応じて、作業服、ヘルメット、アポロキャップ、運動靴、安全靴、救護かばん及びワッペンを貸与する。貸与品の取り扱いについては、所属する分団で管理・引継ぎを行う。なお、嘱託員を辞した時は、貸与品を分団に返還する。

栗塚委員
より

この処遇の貸与品というところで、男性と女性と分けているが、アポロキャップとか男性が無かったりするが。

木村委員
長
より

嘱託員の方と正規の団員を区別できるものを欲しいという案があった。被り物の色を変えるとか、ヘルメットを変えるとかしか思いつかないが。

宮島委員
より

ヘルメットが一番目立つ。そうすればすぐ人数も分かるし。嘱託員が出てないとか、把握もできるし、ヘルメットが一番かな。

現行

(2) 男性嘱託員には、作業服、ヘルメット、安全靴、ワッペンを貸与する。女性嘱託員には、作業服、ヘルメット、アポロキャップ、運動靴、救護かばん及びワッペンを貸与する。貸与品の取り扱いについては、所属する分団で管理・引継ぎを行う。なお、嘱託員を辞した時は、貸与品を分団に返還する。

女性にだけ救護かばんが付いているとか

男性、女性と書くからこういうことになってしまう

伊豆委員
より

宮島委員
より

恩澤委員
より

木村
委員長
より

貸与品の作業着のズボンって支給されるが、あれを採寸で切ってしまう人がいる。貸与品に対して切るとはやめてと。分団管理で、分団の在庫の中の管理でやるので、採寸を合わせる時にあたりなかったりする。全体でやれば合うものがあるのかもしれない。

在庫管理みたいなことを町がやってくれば一番いいとは思う。

8 補償について

改正案

(3) 補償については、消防団員等公務災害補償条例
(阿南町条例昭和41年8月23日条例第17号) による。

(削除)

現行

(3) 補償については、消防団員等公務災害補償条例
(阿南町条例昭和41年8月23日条例第17号) による。

(4) 退職報償金は、町からの支給基準により支給する。

備考

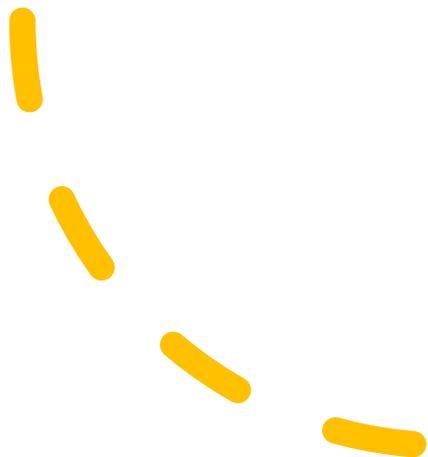
宮島
委員
より

職場の出すほうとして、補償が大事である。結局、職場から離れて消防団活動に参加するわけで、そうすると、例えば、職場から車に乗って出た、途中で事故に遭い、まだ詰所に着いてない、法被も着ていない、この補償は大丈夫なのか？
企業側にも分かるようになるといいのかなと思う。消防団に入っていたきたいが、こういうことはちゃんと補償されますよとか。そういう案内があると企業側も出しやすいかな。

嘱託員だけではなく、正団員も一緒のことなので。細かいところも分かりやすくして
いただいて。あと、この補償だったり、金額だったり、報酬もそうですけど、これから
皆さんに知っていただくことが大事だと思う。広報でも、いくら支払うとか補償す
るなど、載せていく。

木村
委員長
より

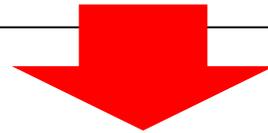
2 消防団の活性化対策と地域との連携について



『これからの消防団の在り方』

第4回消防団検討委員会(R4.6.23)古村幹夫氏の講演より抜粋

- 消防団は地域に必要とされるために住民に寄り添った活動をするべきである
- 防災組織として必要なものをつきつめれば、もっと間口が広がっていくのではないか？
- 地域で求められているものや役割を見つめ直すべきである
- 自分たちの力で自分たちの町を守るという大事な組織だからこそ、多くの人が参画できる組織であるべき



地域の安全と安心を守り、地域に必要とされる消防団を目指すために、
どのような取り組みをするべきか？

(1) 消防団活動をPRする取組み

現在、行っているもの

- 広報誌への掲載（団員募集・活動紹介）
- 消防団行事での啓発（出初式のパレード）
- イベントでの啓発（学校防災フェス・消防団フェス）
- 町行事でのPR（成人式）

検討委員会からの提案

消防団活動を広く知ってもらうために、
消防団としてできること・町にお願いしたいこと・企業や地域にお願いしたいこと…etc

(2) 地域で求められる活動

現在、行っているもの

- 地区防災訓練への協力
- 防災フェス(学校)への協力
- 予防査察の折の防災啓発活動
- 避難に支援が必要な方への発災時の支援や予防査察の折の対象者宅への訪問

検討委員会からの提案

地域の防災組織として地域で求められる取組みとして、
消防団としてできること・町にお願いしたいこと・企業や地域にお願いしたいこと…etc

(3) 団員を確保する取組み

現在、行っているもの

- 広報誌・CATVや成人式などでの団員募集

検討委員会からの提案

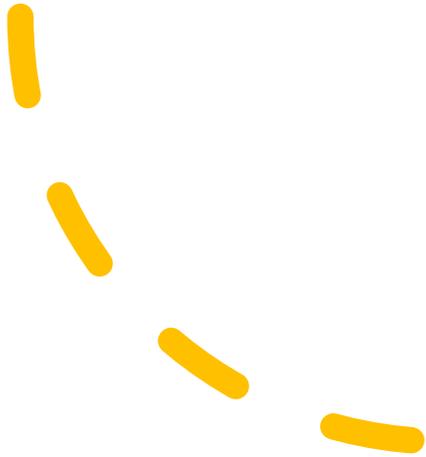
団員を確保するための取組みとして、
消防団としてできること・町にお願いしたいこと・企業や地域にお願いしたいこと…etc



【参考資料】 これまでの協議の要点について

① 第2回検討委員会（R4.4.21開催）

～**囑託員制度**に関する意見の要点について～



要点1 「阿南町に居住または勤務している者」に緩和できないか？

- ① 「阿南町に居住している者」から始めたらどうか？
- ② 平日日中に町内にいる「阿南町に勤務している者」のほうを優先したほうがよいのではないか？
- ③ 「阿南町に勤務している者」にした場合には課題がある。
- ④ 「阿南町に勤務している者」でも条件次第で対象にできるとしたらどうか？

要点2 定数「50人以内」は増員できないか？

- ① 増員の前に囑託員の意思確認が必要である
- ② やる気のある方をどんどん入れたほうがよい

要点3 嘱託員の年齢要件「65歳以下」でもよいのでは？

- ① 65歳以下に延ばしてもよいのではないか？
- ② 65歳に限らず、お元気な人ならゆとりを持って続けていけるようにしたらどうか？

要点4 基本団員の定年を延長するという方向性はないのか？

基本団員の時から負担を減らして、定年を延長することにも抵抗がないくらいの環境づくりも長い目で見たらよいのではないか？

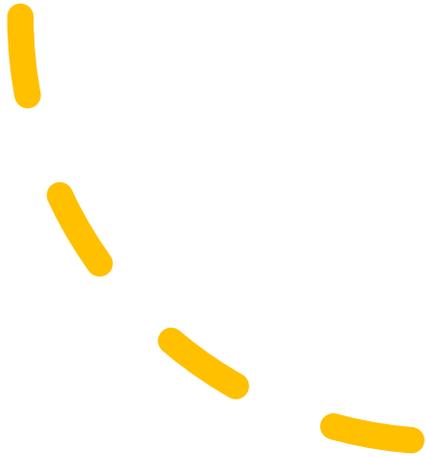
要点5 嘱託班を編成し、専用車両を与えたらどうか？

- ① 正規団員と嘱託団員がそれぞれで動きやすいため嘱託班を編成したらよい
- ② 車両は必要であるため、減らさず、嘱託に専用車両として管理を任せたらどうか？
- ③ 出動基準や地理的要因により、団員が少ない地区の詰所にある車両は出動できず、負担軽減のため車輛を減らしてきたので、地域の事情に合わせて分団ごとにやり方を任せたらどうか？
- ④ 嘱託班を編成することは分団によってハードルが高いのではないか？嘱託班の編成や専用車両はあえて規定せず、それぞれの分団で自由なやり方でよいのではないか？（持たせることもできるなどの”できる規定”）
- ⑤ **分団ごとに温度差があるので、車輛を持つことに関してもお願いや確認が必要ではないか？**
- ⑥ 出動基準は見直しが必要ではないか？
- ⑦ **嘱託のグループLINEを作っていれば、必ずしも詰所に集まる必要はなく、現場で落ち合うことができる。（連絡系統として、グループLINEの確立）**



② 第3回検討委員会（R4.5.26開催）

～機能別消防団制度に関する意見の要点について～



要点1

消防団活動の内容は基本的に男女の差をつけないとしたらどうか？

- ① **女性も有事に備え、男性の行う訓練を行い、知識を蓄えていけるようにすれば将来的には有事の際にも同じように行動ができるのではないか？**
- ② 女性の集まりのほうグループとして参加しやすい方もいるので、その括りがあってもよいが、内容としては災害時に役立てる内容にしていくべき
- ③ **女性囑託員が有事の際に呼ばれることが無い現状があるので見直すべき**
- ④ 女性分団の中でソフトな部分とハードな部分を分けて作ったらどうか？
- ⑤ 前線で活動したいという女性団員にはしっかりと訓練が必要である
- ⑥ **災害現場で積極的に活動したい女性団員もいれば炊き出しや避難者後方支援活動を頑張りたい男性団員もいるはずだから男女分けるのではなく、それぞれの個人の適正に応じて制度を整えるべきではないか？**
- ⑦ **女性消防隊という括りではなく、消防団員として男性も女性も消防団員として受け入れて、38歳を過ぎたら選べるとしたらどうだろうか？**
- ⑧ 女性消防隊という発想が間違いではないか？

要点2 消防団活動の内容に男女の差があるのはしょうがない

男女の差があるのはしょうがないので、女性には決まった仕事のプロフェッショナルになってもらえるようにした方がよいのではないか？

要点3 炊き出しの役割について検討をすべきではないか？

- ① 日赤奉仕団が担っていた炊き出しの役割について検討をすべきではないか？
- ② **お店と連携して物資運搬訓練を継続しながら有事に備えるとしたらどうか？**

要点4

機能別消防団制度の導入について

- ① 区分けが多すぎるのではないか？ 広げることで統制がとれない。
- ② 嘱託団員で募集を行うと今までと変わらないのではないか？
- ③ 機能別団員と呼ばなくても、特化した役割を明確にしたものがあつたほうがよいのではないか？
- ④ 嘱託員に該当しない38歳以下の若者で、入らない（入れない）人を拾うための機能別団員も必要な時がくるのではないか？
- ⑤ 企業は町で協力をアピールすればそれで済むのではないか？

要点5 ラッパ隊とラッパ隊が担っていた誘導の役割について

- ① 入団していただく理由としてラッパ隊があってもよいのではないかな？
- ② 誘導は全団員が対応できるとよいのではないかな？
- ③ 誘導は役割分担として別にするか、ナビゲーションの充実を検討すべきではないかな？

要点6 現在の囑託員制度の門戸を広げるとしたらどうか？

- ① 囑託員の定員を増やし、条件も『阿南町居住者』としたらどうか？
- ② 人数の足りない地域によっては年齢制限も緩和したらどうか？
- ③ まずは該当する消防団OBに声掛けをして、やっていただける内容を伺うとしたらどうだろうか？
- ④ **囑託員とは何かという説明の中にこういう機能的なところを盛り込んで、役割を選ぶことができるようにしたら、門戸が広がるのではないかな？**

要点7 消防団員の確保について

- ① 女性の入団について、役場職員も協力してほしい。
- ② **現役世代の意識調査アンケートを行ったらどうか？**
- ③ **1ターンの方でも入りやすい制度づくりをすべきではないか？
(嘱託OBという認識を改めるなど?)**

要点8 消防団が担う地域での役割（今後展開していく活動）

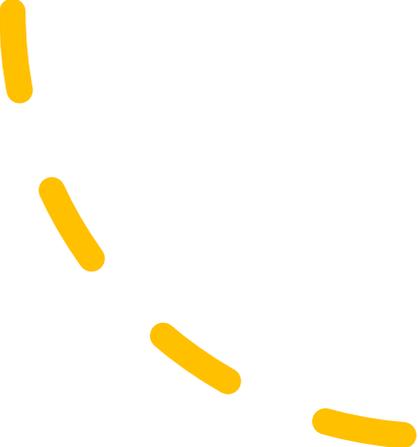
- ① 地域住民を対象とした防災訓練の実施
- ② 避難行動要支援者名簿を活用した地域と消防団の関わり
(過去にも行われていた)



③ 第4回検討委員会（R4.6.23開催）

～ 『これからの消防団の在り方』 研修会

（講師：古村 幹夫氏）より～



要点

『これからの消防団の在り方』研修会より

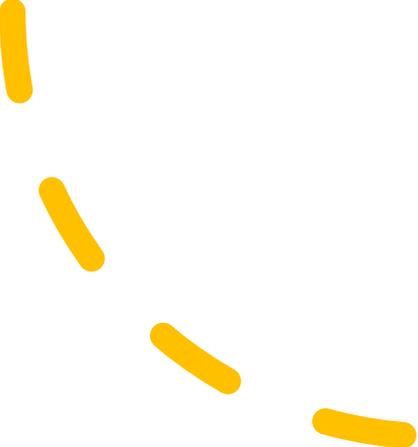
- ① 女性団員も男性と一緒に活動する中で、ソフトな面の活動を行っていただいている
- ② 災害時こそ女性の目線による配慮が大事である
- ③ 女性の活躍の場は全国的にだんだん広がっている
- ④ もっと風通しのよい組織になるべきである
- ⑤ 消防団のトップは市町村長であり自治体の消防団の活動はもっと主体性があるべきである
- ⑥ 処遇の改善によって消防団員数の実態が現れてくる
- ⑦ 消防団は地域に必要とされるために住民に寄り添った活動をするべきである
- ⑧ 競技のためのポンプ操法大会をやめたことで本当に必要なものが見えてきた
- ⑨ 防災組織として必要なものをつきつめればもっと間口が広がっていくのではないか？
- ⑩ 地域で求められているものや役割を見つめ直すべきである
- ⑪ 自分たちの力で自分たちの町を守るという大事な組織だからこそ、多くの人が参画できる組織であるべき
- ⑫ 発災時の行動の基本となるルール作りが必要であり、個々において応用していく力も必要である。（意見交換会より）



④ 第5回検討委員会（R4.7.25開催）

～これまでの協議を踏まえた嘱託員制度

に係る方針案について～



要点1 年齢要件を広げたらどうか？

- ①地区によって人員が足りない地区もあるので要件を上げてもよいのではないか？
- ②基本的に1年更新なので、上限は上げておいて本人の意識で選んでいただくとしたらどうか。
- ③65歳までを目安にOBの方に一律アンケートをしていただく。

要点2 選択型とした場合の業務のバラつきによる弊害はないか？

- ①例えば消火活動よりも予防査察にだけ出られる人が多くなってしまったら意味が無い。
- ②**予防査察だけやっていただくだけでもありがたい。予防査察だけという方は分団で定数を決めてしまうということなどあってもいい。**

要点3

ラッパ業務はあるだろうか？

- ①わざわざラッパを吹くためだけのものをまた作るのであれば必要ないと思う。
- ②**実地訓練でラッパ吹奏をしていただいたが、総指揮官、副官も「ラッパがあってよかった」という。**
- ③ラッパ班で分けるのではなく、班の中でラッパクラブ的なものとしたらどうか？
- ④**吹きたいという方は大事にしてあげたほうがいい。**新野の雪祭りはラッパ吹奏があるが、それは正団員がOBの方に声をかけて、OBの方が協力している。
- ⑤**クラブ活動で、予防査察とか、他の活動をしながらか補足的な感じになればそれでいい。**

要点4

女性の方が積極的に入団していただくために

- ①OBへの意識調査以外に、現役の世代の町内に住んでいる38歳までの男女の方にアンケート調査をして入っていただけるような方はすぐに勧誘に行けたら。
- ②**消防団に入ってもいいが防災だけだったらやってもいいというような女性の方もいるので、業務選択できるシステムもあるといい。**
- ③**災害時には女性目線も大切になってくる。**
- ④**女性団員が嘱託から基本団員に移るとしたら、その時のフォローアップみたいなものが提供されていると、やってみようかなという気になれるかもしれない。**何も無いと不安がすごい大きいというのと、やってみただけど、とても無理だと言う時に戻ることもできるというのでも提示していただけると、やる側としては安心してできると思う。
- ⑤**女性嘱託班という制度は、環境として、女性の皆さんが急に入ると不安になる部分をフォローアップするための暫定的な制度でもあると思う**ので、フォローアップ制度を入れながら、暫定的に女性班を作って、そこから人数が増えたら、一緒に混じれるような形の段階的な制度にしていただければなと思っている。また、女性が混じるということで男性も意識改革をしていく準備期間として暫定的な制度を運用してほしい。

要点5

意識調査アンケートの実施について

- ①いきなりこれが郵送されてきたら、多分今までの嘱託員制度とどこがどう変わって、そういうのが全然イメージがわからないと思うのでその説明があるとよい
- ②活かし方が見えないのでアンケートの最後に「こういうふうに活用していきます」というのがわかるようにすればよいか。
- ③業務選択が決定事項のような印象があるので、「例えば」というか「こういうものも一例としてできる」という文言にすればいいだろうか。
- ④「ハード分野」と「ソフト分野」という分類がよく分からないので変えたほうがよい。

要点6 嘱託団員との意識疎通

嘱託団員に対して、あまり接点が無いから、意思疎通が多分できていないのだと思う。その分団の全嘱託団員にちゃんと通知を出すとか、分団長が中心になってやらないと、嘱託団員は宙に浮いた状態になっていると思う。

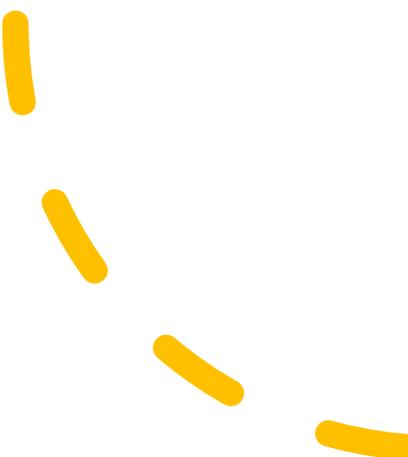
要点7 風水害時の出動について

風水害の場合に町で立ちあがる災害宅本部に消防署や警察署に連絡がいくなら消防団も行ったほうがいい。



⑤ 第6回検討委員会（R4.10.31開催）

～『消防嘱託員制度へのアンケート』結果を
踏まえた改正方針案について～



要点1

『消防嘱託員制度へのアンケート』結果について

- ① アンケート結果やコメントは町の広報でも載せられれば載せていただきたい。
- ② 【参加してもよい・入ってもよい】という方はなるべく早く、次の資料というかアンケートを作って、チェックができるよう、例えば火災だと、ポンプは動かせる、筒先は持てる、ホースは投げれるとか、そういったもう少し細かくチェックしていただけるようなものができたらいい。
- ③ **もし何か大きな災害があれば消防団としてボランティアに行けるような組織作りもできていければいいのかなと感じた。**
- ④ **操法の大会よりも、火が消せるような訓練をして、操法も一つの手っ取り早い訓練であるが、大会のための訓練ではないように見直していく時期に来ている、という提言をしている。⇒ (R5.1~2の土手火災で操法訓練の重要性を改めて認識した…団長より)**

要点2 未経験者も講習があれば問題ない

女性の方が入ってきて成り立っているということは、当然、未経験だけど消防団員になっているので別に男女問わず未経験でも関係ない。きちんと講習会なりしてくれれば別に何も問題は無いと思う。

要点3 勤務地要件を緩和した場合の懸念

- ①勤務地要件を緩和した場合、例えば下條に住んでいて、下條の嘱託にも阿南町の嘱託にも入れるようになる場合もあるので、重複できないことは明記する。
- ②勤務地要件については、勤務先の上承も得たりしないといけなないので慎重に進めたいと思うが、急がなくてももっと先に入っていただけの方もいらっしゃるなので、基本的には、阿南町内にお住まいで町外に勤務されている方を含めていくことを進めていきたい。

要点4

定数枠について

- ①例えば定数が80人だとして、80人以上募集があっってしまった場合、上限を80人ギリギリで切ってしまうともったいないのでは？表向きは増やしておいて、あと、実際はそのうちの8割いれば御の字よ、というような考え方のほうがいいような気がする。
- ②あまりにも多くしてしまうと現役は何をやっているんだということにもなりかねない。
- ③アンケートは協力します、いざ入ってください、というと何人も入らない。現実はそのようである。団員がいらないからと見直しをしているのに、定数を増やして、この委員会に出てない人が見たら、この委員会は何を考えているんだって思わないだろうか。人口がどんどん減っていくのに、定数を増やしましょうという、そんなうまい話はないのではないだろうか。

要点5

嘱託員の業務選択について

- ①火災だけではなくて地震や風水害、また避難支援だったりというのはやってもいいという方もアンケートでは結構多かったので、そういう方もご協力いただけるような組織を作っていけたら。
- ②みんなそれぞれ物差しが違うだろうから、求めている範囲とやってくれる範囲の差がかなりあると思う。
- ③消防団だけではなくて地域の人もちろんやっていただかないとは思っている。安全を考えれば広報がまずメインかなというのはちょっと考えている。
- ④結局、やはり地区の火事があったり、地区で何かあったときには手伝うよ、という雰囲気なのかなと思う。実際これをやるとすれば、訓練して、ある程度覚えてもらうという部分があるが、そこまでの感覚がないような気がする。
- ⑤選択というのは大事だと思う。この選択をすると訓練が伴いますよとか、この選択は訓練しなくて当日だけでもいいですよ。そういう区分けで作って嘱託員の募集をすれば、その人に合った嘱託員になれる可能性が出てくる。嘱託員をひとつなぎで、ということ無理ではないか。

要点6

誘導班について

- ① **実際現場に行っても機関団員が誘導できないと思う。今までの経験上やっているのを見たことがない、というかそこまで手が回らない。嘱託員の種別の活動の中に誘導班も作ってもらったほうがいい。**
- ② 誘導をやりたい人とやりたくない人と分けてしまうと、バランスがばらついてしまうことになってしまうのがすごい不安である。全部の項目そうであるが、選択制にした場合の怖いところだ。
- ③ 一番は要するに火災を限定して言えば、今の広報無線が具体的な場所を言わないから。それを、もう個人情報だなんて言っていないように、もっと行政が消防署に具体的に言ってもらって、そうすれば地元の間人はすぐわかる。

要点7

嘱託員専用車両について

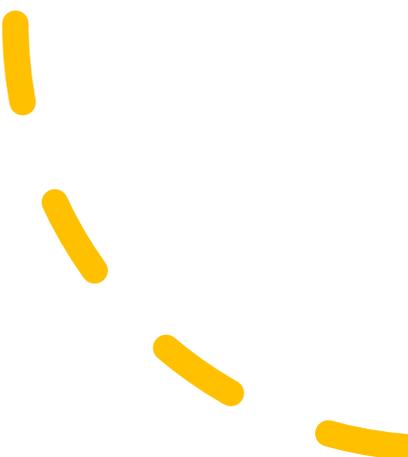
- ①実際に車両を持つのは負担だ、となる方も出てくるかもしれない。これを所有したら、それはやってくださいよ、という、マニュアルというか、月に1回は点検しててくださいというのは明記はさせていただくようにする。
- ②車を廃車するぐらいならやってくれる人を作った方がいいっていうのはあると思う。



⑥ 第7回検討委員会（R4.12.5開催）

～消防嘱託員制度の改正方針案について

消防嘱託員の処遇について～



要点1 定数枠について

何人までという意味ではなくて、これから意向調査をして、手伝っていただける方をお願いするような柔軟な対応をしていただければいいのではないか。

要点2 誘導業務について

- ①役場の職場消防団の方にも誘導をしていただけると、一番、手っ取り早いかなと思ったりもする。
- ②消防会館にFAXをおいてもらって、そこに、個人情報というか、流してもらえればよいのでは、
- ③火災時の個人名を含んだ広報は、地元の市町村でそれは流してもいいのではないかという話がある。今だったら携帯のLINEとかで、特定の人に送られればよい。

要点3 意向調査について

意向調査をするならもう一度全員に出したほうがいいと思う。どこでどうひっくり返るか分からないし、そうすると、では来年は？再来年は？出しにくいというか、リストから抜けてしまうのももったいないと思う。

要点4 発災時の出動について

- ・ 囑託になると本団の方に出て行かなければいけないとか、そういうことと地区の防災対応というのを、どちらを優先したらいいのか。
- ⇒ 地震や風水害のときは自分の家族だったり自分の地元をまず大事にしてください、そこで大丈夫だったら要請に応じて出て来ていただくようにしたいと思うので、まずご家族とか地元の方を優先してもらった方がいい。

要点5

活動報酬について

- ①活動に一度にでも出てきた人が1万円をもらえる権利があって、あとは歩合制にしたほうがよいと思う。この項目に出ると、いくらだとか。年額報酬を下げて、歩合単価を高くするとか、そのような感じの方が励みになるというか公平感が出ないと思う。
- ②年額報酬というものは最低限でいいと思う。ただそれにおまけをつけるかどうかというのは自分の活動の結果がついてくるものだと思う。
- ③上下の差はあらかじめ出しておいた方が、あとあと楽だとは思う。
- ④歩合制は細かく、これに何時間、これに何時間費やしたというのを確認したり、自分で申請すると、面倒くさいな、というふうになったりするのではないのかなと思う。自分は逆に、年額報酬をもうちょっと上げたほうがいいのかと思って。（嘱託員に）なりますよということに対して、それは契約料ということなので、きちんと出してやった方がいいと思う。
- ⑤出勤報酬が歩合制に当たるのではないか。基本団員もこの方式なので、嘱託員の具合の把握だけが、特に難しいということでもなくて、団員と同じなので。それほど細かく、4時間以上いたかどうか、大まかな判断でいくというのが妥当なところかなと思う。

要点5 活動報酬について

- ⑥フルと一部分の活動だけという嘱託員との不公平感がある。基本、年額報酬1万円ぐらいで、歩合の部分が多ければ、何とかなるのではないか。基本のところを大きくすると不公平感が嘱託員の間で出ないとも限らないかと思う。それを上げるならもうちょっと出勤報酬の方に回した方がいいのではないかとも思う。
- ⑦どこらへんを落とすところにするかである。細かくすればするほど不公平感はなくなるが、その管理の事務的なことに・・・
- ⑧中にはもっと細かくした方がいいという団員もいる。出勤するつもりだったけど、行かなくて済んだ団員にも出してあげたいということもあるし、仕事を休んでいる人もいるので、それでゼロではかわいそうじゃないかと。例えば、残火処理をやった人はもっと手厚くしてほしいとか、次の日の朝に行くっていう分団もあったり、それはもっと出してもらったりという意見もある。
- ⑨この発災時以外の出勤報酬のところだが、分けてないと思うのだが、SNSに投稿したり、チラシを作ったりする方と、この土のうを積んだり、シートを張ったりする方が同じ金額ってというのはどうなのだろう。

要点6 退職金について

- ①退職金については、1年更新みたいな感じになってくるのだろうか？
来年は登録をする・しないで、退職金について、今年は云々とか、やっているのもあれなので、支給しないでいいと思う。
- ②退職金が出ないなら、年額報酬を上げててもいいのかなと思う。
- ③退職金を無くすとすれば、その代わりに、こっちを増額するみたいな補足を分かりやすくしたらよい。そっちに回しますというような。